

第 32 回がん検診のあり方に関する検討会

議事次第

日 時：令和 3 年 3 月 17 日（水）

17：00～19：00

場 所：オンライン開催

1 開 会

2 議 題

- (1) 座長の選任について
- (2) 乳がん検診について
- (3) 子宮頸がん検診について
- (4) その他

【資 料】

資料 1 「がん検診のあり方に関する検討会」開催要綱

資料 2-1 乳がん検診にかかる「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の見直しについて（案）

資料 2-2 超音波検査による乳がん検診の有効性を検証する比較試験（J-START）
（大内構成員提出資料）

資料 2-3 乳がん検診の適切な情報提供に関する研究（笠原参考人提出資料）

資料 3-1 有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版について
（中山構成員提出資料）

資料 3-2 子宮頸がん検診における HPV 検査について（青木参考人提出資料）

資料 4-1 新型コロナウイルス感染症下におけるがん検診受診状況の変化について
（高橋参考人提出資料）

資料 4-2 がん検診結果のマイナポータルでの閲覧等について

参考資料 1 「がん検診のあり方に関する検討会」構成員名簿

参考資料 2 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添）

参考資料 3 「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理（令和元年度版）

参考資料 4 乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直しについて（第 77 回社会保障審議会医療部会資料（令和 2 年 12 月 25 日開催））

参考資料 5 マイナポータルを介した自治体検診情報の提供に係る電子化フォーマット（案）

参考資料 6 令和 2 年度市区町村におけるがん検診の実施状況調査

新型コロナウイルス感染症下における がん検診受診状況の変化について

厚生労働科学研究費補助金 がん対策推進総合研究事業
「がん検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究」班

国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部
高橋宏和

がん検診受診状況の把握法

	地域保健・健康増進事業報告	国民生活基礎調査
対象	市区町村の実施する がん検診の対象者	抽出された世帯
受診の定義	「がん予防重点健康教育及び がん検診実施のための指針」 に沿った受診者	自己申告に基づく受診者 (誤回答の混入がありうる)
調査頻度	1年に1度	がん検診に関しては3年に1度
特徴	<ul style="list-style-type: none">• 実数による把握• 住民検診における受診者の把握 (職域におけるがん検診の把握は不可)	<ul style="list-style-type: none">• 自己申告に基づくアンケート• 実態よりも過大評価されやすい

- いずれも調査翌年度の報告
- 月別の集計はできない

参照：がん検診のあり方に関する検討会における議論の整理（平成28年11月）

背景と目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診状況が変化していることが一部の医療機関などから報告されている。本検討は、がん検診受診に関する悉皆性の高いデータを報告することを目的とする。

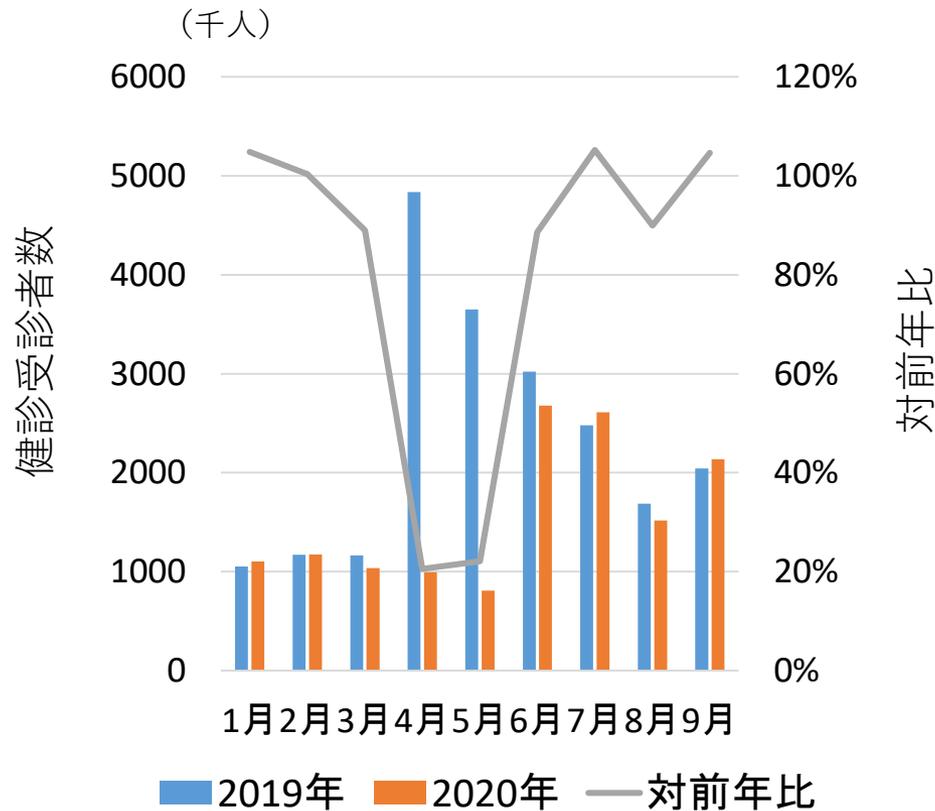
方法

厚労科研「がん検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究」班により、全国労働衛生団体連合会、日本対がん協会、聖隷福祉事業団における、2019年および2020年の月別がん検診受診者数を取りまとめる。
(集計対象や検診方法は統一されていない)

健診受診者数の推移

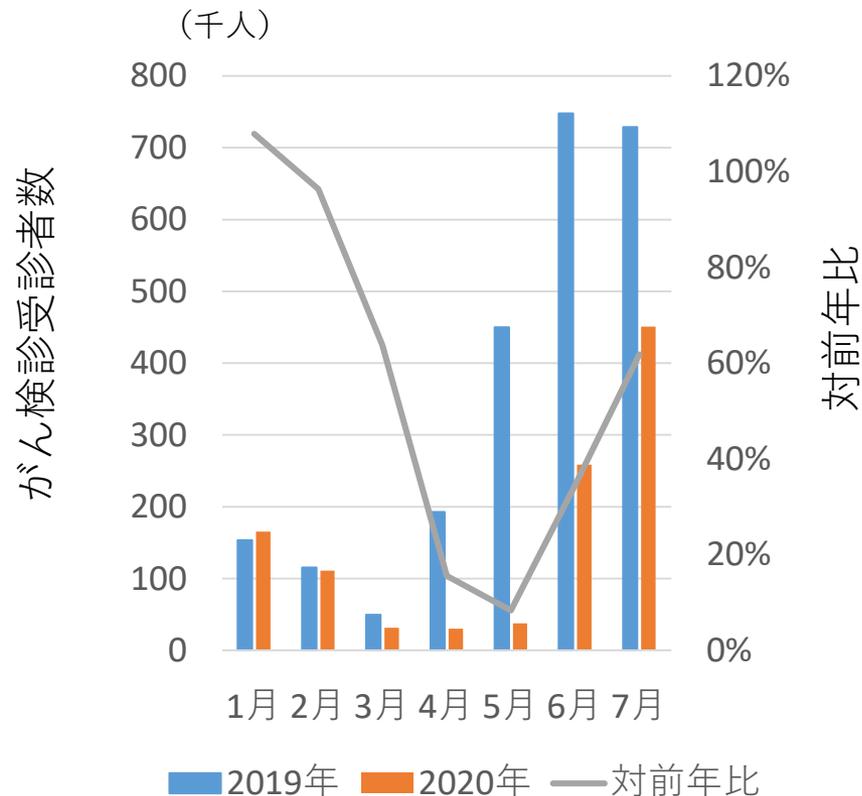
(日本総合検診医学会、全国労働衛生団体連合会)

- 日本総合検診医学会、全国労働衛生団体連合会に加入する180機関からの回答
- 健診受診者数は全年齢・男女計であり、事業者健診、特定健診、人間ドック健診、学校健診、その他健診の合計
- 令和2年7月末時点でのデータであり、令和2年8月9月は予約数より算定



がん検診受診者数の推移 (日本対がん協会29支部)

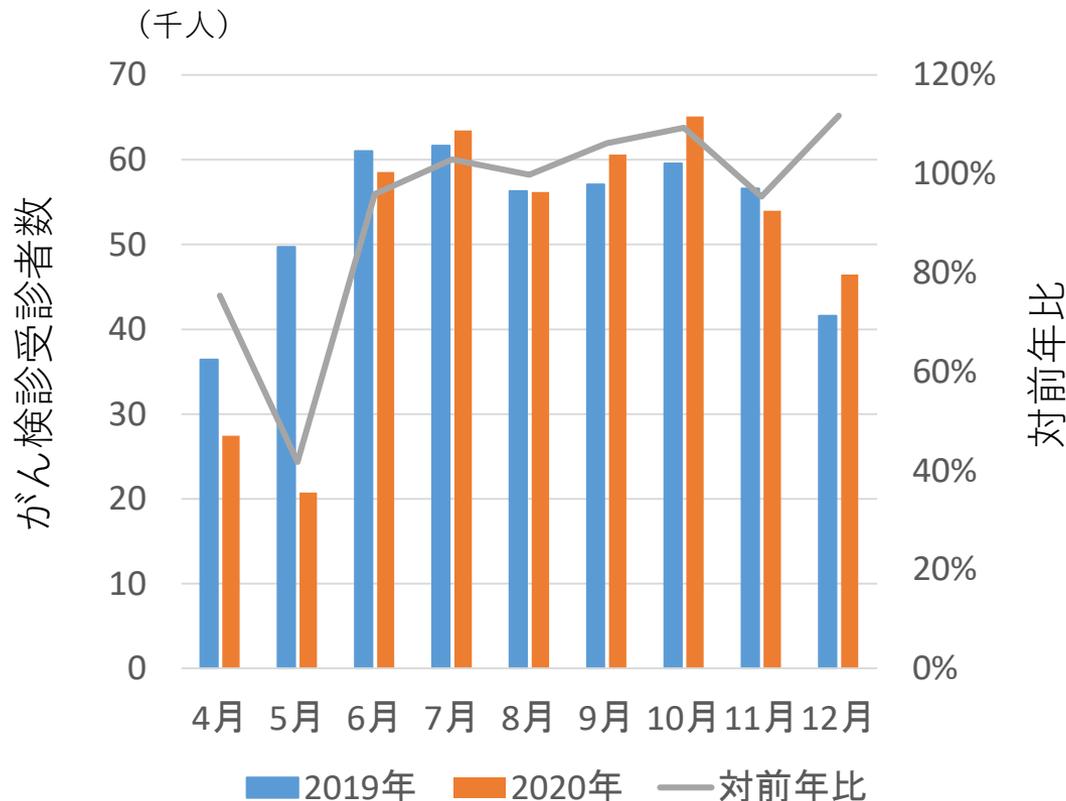
- 日本対がん協会29支部からの回答
- がん検診受診者数は、5がん（胃・大腸・肺・乳・子宮頸）における、自治体で実施している集団で行うがん検診の下記年齢・男女計
- 胃・大腸・肺・乳がん：40歳以上 子宮頸がん：20歳以上
- 令和2年9月時点でのデータ



参照：コロナのがん検診への影響調査 (Ver.2)
(令和2年9月 日本対がん協会)

がん検診受診者数の推移 (聖隷福祉事業団)

- 聖隷福祉事業団関連機関からの回答
- がん検診受診者数は下記年齢・男女計であり、5がんにおける住民検診と職域検診の合計
- 検診方法：胃がん（X線、内視鏡） 大腸がん（便潜血検査） 肺がん（胸部X線） 乳がん（マンモグラフィ） 子宮頸がん（細胞診）
- 胃・大腸・肺・乳がん：40歳以上 子宮頸がん：20歳以上
- 令和3年2月時点でのデータ



参照：新型コロナ禍における健康診断受診状況
(令和3年2月 聖隷福祉事業団保事業部)

考察

- 2020年4-5月のがん検診および健診受診者数は前年同月と比べ大幅に減少した
- 2020年6月以降は前年同月とおおよそ同程度に受診者数は回復している
- 年度における変化などを今後検討する必要がある
- 受診者を把握するための体制について検討する必要がある

第32回 がん検診のあり方に関する検討会	資料 4-2
令和3年3月17日	

がん検診結果のマイナポータルでの閲覧等について

健康局がん・疾病対策課

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1 : 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報)を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2 : 電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

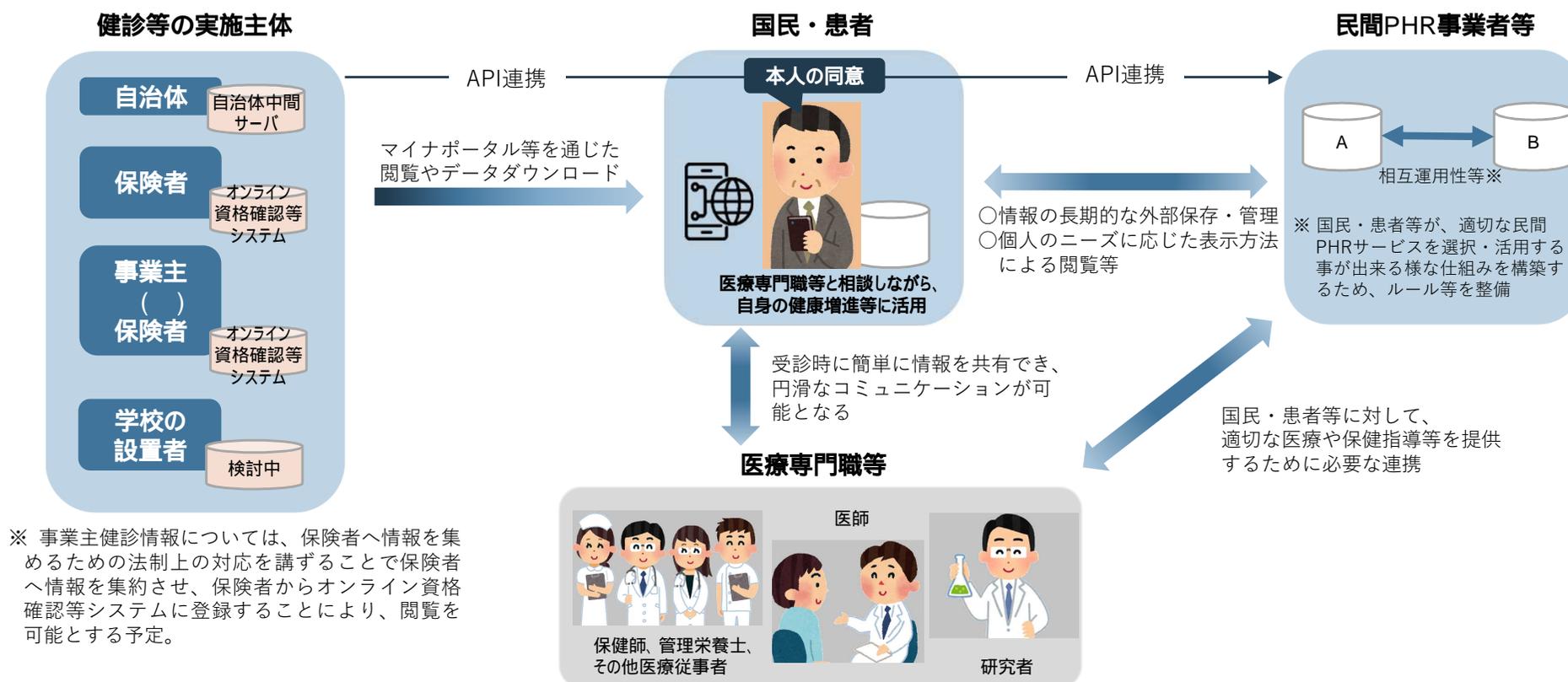
自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み(ACTION 3)

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化(案)

ACTION 1 : 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報)を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始

ACTION 2 : 電子処方箋の仕組みの構築

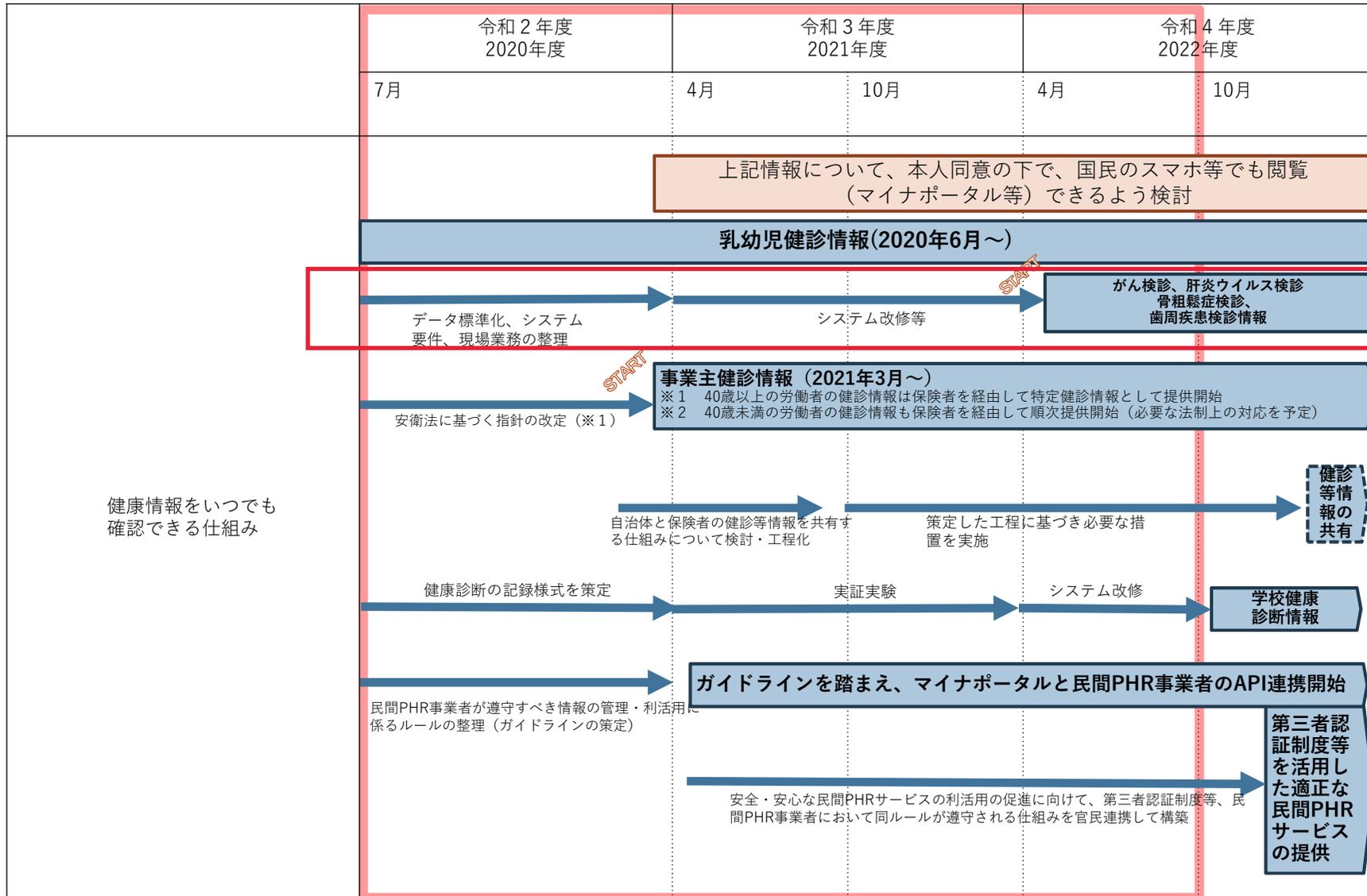
重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始

ACTION 3 : 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



データヘルス集中改革プラン等の工程の具体化（案）



第4回健康・医療・介護情報活用検討会、
第3回医療等情報活用WG及び第2回健診等情報活用WG
(令和2年10月21日) 資料6を一部改変

保健医療情報

個人による閲覧 (PHR)

情報の利活用

